Home Wi-Fi 利用規約

株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます。) がお客さまに提供する無線LANルーター (無線LANルーター本体および同梱される付属品とを総称して以下「本機器」といい、具体的な機器に関する情報は別表 1 に定めます。)の貸し出しサービス「Home Wi-Fi」(以下「本サービス」といいます。)は、この Home Wi-Fi 利用規約 (以下「本規約」といいます) ならびに当社が別に定める FOMA サービス契約約款および Xi サービス契約約款のうち本サービスのご利用にあたり適用される契約約款 (以下「契約約款」といいます。) に従って、当社との間で FOMA 契約または Xi 契約(当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。)を締結しているお客さま (以下「お客さま」といいます) に対し、提供されます。お客さまが、本規約および契約約款に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。なお、本サービスは本機器の貸し出しのみを行うものであり、本機器を利用した電気通信サービスを含むその他のサービスの提供を行うものではありません。

第 1 条(用語の定義)

本規約で使用する用語の意味は、契約約款に定める用語の定義に従うものとします。ただし、本規約で別段の定めがある場合はその限りではありません。

第 2 条(契約の単位)

お客さまは、1 の FOMA 契約または Xi 契約 (以下「Xi 契約等」といいます。) につき 1 の本サービスの利用に限り、申し込むことができます。

第 3 条 (本サービスの利用申込)

本サービスの利用申込の際には、Xi 契約等について、その契約内容が別表 2 に定める条件を満たしていることが条件となります。

2. 本サービスのご利用を希望されるお客さまは、本規約、契約約款および当社が別に定める本サービスのご注意事項の全てに同意のうえ、別表 1 に定める本機器のうち、いずれかのカテゴリを指定するとともに、その他当社が別に定める手続きに従い、お申込みいただくものとします。

第 4 条(申込の承諾)

当社は、前条に定める申込があったときは、必要な手続きを経たうえで、当該申込の承諾を行うものとします。

2. 前項に基づいて当社が本サービスの利用申込を承諾した日をもって、当社とお客さまとの間で、本サービスの提供に関する契約 (以下「本利用契約」といい、当社と本利用契約を締結したお客さまを「利用者」といいます。) が成立するものとします。

3. 当社は、前各項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合は、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。

(1) 当社とお客さまとの間において、Xi 契約等が締結されていない場合。

(2) Xi 契約等が別表 2 に定める条件を満たしていない場合

(3) 前条に基づき本サービスの利用を申し込んだ Xi 契約等において、当該申込以前に当社とお客さまとの間で本利用契約 (異なるカテゴリの本機器に係る契約を含みます) が締結されたことがある場合

(4)前条に基づく申込の内容に虚偽もしくは不備がある場合、またはそのおそれがある場合
(5) お客さまが第 10 条に定める本サービスの利用料（以下「利用料」といいます。）、または当社の電気通信サービス等のご利用料金その他当社に対する支払債務の支払いを現に怠り、またはそのおそれがある場合
(6) お客さまが本規約または契約約款に違反し、または違反するおそれがある場合
(7) お客さまの責に帰すべき事由により、お客さまにおける本サービスまたは当社の電気通信サービスの利用の全部もしくは一部の利用が現に停止され、または過去に停止されたことがある場合
(8)お客さまの責に帰すべき事由により、当社とお客さまとの間で締結されていた本利用契約または当社の電気通信サービスの提供に関する契約が解除されたことがある場合
(9) その他、当社の業務の遂行上支障を生じるおそれがあると当社が判断した場合

第 5 条（申込内容の変更）
利用者は、本利用契約締結時の申込内容から変更があったときは、当社が別に定める方法により直ちに当社に通知するものとします。
2. 次条第 1 項に基づき当社が本機器を発送した後は、利用者は本サービスの利用申込の内容を変更または取消すことはできません。

第 6 条（本機器の送付、引渡し）
当社は、本利用契約成立後、利用者が申し込みにあたり本機器の送付先として指定した場所（以下「本機器送付先」といいます。）に本機器を発送します。なお、本機器送付先は、本サービスの利用を申し込んだ Xi 契約等に関して、その契約者として利用者が申告した住所もしくは居所請求書送付先住所、または利用者が申込みにあたり別途指定した住所のいずれかとします。ただし、日本国内に限ります。
2. 本機器は、本機器送付先への納入をもって、利用者に引渡されたものとします。
3. 当社は、本機器を本機器送付先へ発送したにもかかわらず、利用者の不在等により当社が別に定める一定期間を経過してもなお本機器の引渡しができなかった場合には、本利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、利用者に対して、引渡し時において本機器が正常な性能を備えていることのみを保証し、本機器の有用性、特定目的への適合性等については一切保証しません。

第 7 条（本機器の使用、保管等）
利用者は、利用者の責任と費用負担で、本規約の各条項、本機器の取扱説明書および当社の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって本機器の使用および保管を行うものとします。

第 8 条（禁止事項）
利用者は、本サービスのご利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
(1) 本サービスの利用申込時、その他本サービスのご利用にあたり、虚偽の届出または申告等を行うこと
(2) 本サービスを不正の目的をもって利用すること
(3) 本利用契約により生じた個別の権利もしくは義務または本利用契約上の地位を第三者に譲渡もしくは承継し、または自己もしくは第三者のための担保の用に供すること

(4)本機器を、第三者に譲渡もしくは転貸し、または自己もしくは第三者のための担保の用に供すること
(5)本機器の全部もしくは一部の分解、解析、改造、損壊、または本機器に搭載されているソフトウエア等の全部もしくは一部の複製、改変、ライセンスの付与、その他当社もしくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
(6) 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
(7) 犯罪行為もしくは犯罪に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
(8) 法令、公序良俗または本規約もしくは契約約款に違反する行為、またはそのおそれのある行為
(9) 前各号の他、本サービスの提供およびその運営その他当社の業務に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為

第 9 条 (本機器の設置および撤去等)
本機器の設置、接続、設定、移設、撤去等については、利用者の費用と責任で行うものとします。
2. 利用者の通信設備、コンピュータ等と本機器を接続する為に必要となる物品等、FTTH、ADSL、CATV などのブロードバンド回線および本機器を作動させる為に必要となる電源等(以下併せて「必要物品等」といいます。) は、利用者の費用と責任でこれを準備するものとします。
3. 利用者が必要物品等を準備していないこと等により本機器を使用できない場合であっても、利用者は利用料を当社に支払うものとします。

第 10 条 (利用料)
利用者は、本利用契約の継続期間中、本利用契約が成立した日の属する月の翌々月およびそれ以降の各月について、本サービスの利用料として別表 1 において本機器のカテゴリごとに定める利用料の支払いを要します。なお、本利用契約が月の中途で終了した場合であっても、当該月に係る利用料は減額されないものとします。
2. 当社は、前項に基づき利用料の支払いを要する月について、当該月のうち一日でも、利用者が本サービスの利用を申し込んだ Xi 契約等につき、別表 3 に定める料金プラン・サービスのいずれかを契約している場合(以下「減額条件」といいます。)には、当月の利用料から 300 円 (税抜) を減額するものとします。
3. 前項に定める減額条件を月途中で満たさなくなった場合は、当社は当該月の翌月の利用料より、前項に基づく減額を行なわないものとします。
4. 利用者は、本条により算出される利用料に加え、これに賦課される消費税相当額を加算した金額を支払うものとします。

第 11 条 (支払方法)
利用者は、当社が別に定める方法により、利用料を本サービスの利用を申し込んだ Xi 契約等の当該月のご利用料金と併せて、契約約款その他当社が別に定める方法にて支払うものとします。
2.本規約に別段の定めがある場合を除き、利用料の請求、支払については、本サービスの利用を申し込んだ Xi 契約等にかかる契約約款の定めを準用するものとします。

第 12 条 (利用契約の満了前の解約)
利用者は、第 13 条に定める満了日よりも前に本利用契約を解約 (以下「途中解約」といいます。) する場合は、

当社が別に定める方法により当社に届け出るものとします。
2. 当社と利用者との間において、事由の如何を問わず、本サービスの利用を申し込んだ Xi 契約等について、解約、電話番号保管があった場合、または本サービスの利用を申し込んだ Xi 契約等が解除された場合、本利用契約はそれらの手続きが行われた日をもって自動的に途中解約されるものとします。
3. 当社は、利用者が次の各号の何れかに該当するときは、何ら事前の通知または催告を行うことなく本利用契約を解除することができるものとします。
(1) 第 8 条に定める禁止事項のいずれかに該当する行為を行ったとき
(2)利用料、賠償金（第 14 条、15 条に定義されます）その他の支払債務について、支払期限を経過してもなお支払われないとき
(3)前各号のほか、本利用契約に違反し、当社の相当期間を定めた是正催告に拘らず、当該違反が解消されないとき
(4) 本機器を第 1 項に定める届出を行うことなく当社に返還し、当社からの相当期間を定めた通知に拘らず、本利用契約の継続の意思表示がなかったとき
(5) 支払に停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または仮差押、保全差押もしくは差押処分を受けたとき

第 13 条(契約の満了)
当社と利用者の間で本規約第 4 条に従って締結された本利用契約は、契約が成立した日を含む月から起算して 24 ヵ月間継続された場合に、24 ヵ月目となる月の末日を契約満了日（以下「満了日」といいます。）とし、その日を以って本利用契約は終了するものとします。
2. 前項に定める満了日到来後も引き続き本機器の使用を希望する場合、利用者は本機器を当社に返還することなく継続して本機器を使用することができるものとし、前項に定める満了日を以って、本機器の所有権は当社から利用者へ移転されるものとします。なお、満了日到来後別表 4 に定める期限までに利用者が本機器を返却しない場合、当社は、利用者が本利用契約の終了後における本機器の使用を希望するものとみなし、この場合本機器の所有権は満了日を以て当社から利用者へ移転されるものとします。また、本項に基づき本機器の所有権が利用者へ移転された後は、当社は、本機器について何ら担保責任を負わないものとし、本機器の故障、瑕疵その他の不具合等について、故障修理、損害賠償その他一切の責任を負いません。
3. 当社は、前項に基づき本機器の所有権が当社から利用者へ移転された後も、引き続き第 18 条の定めに従ってトラフィック情報、利用状況情報および Wi-Fi トラフィック量情報を収集し、これを利用することができるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。
4. 前項で定める所有権移転に伴い、本規約で定める、本利用契約に関する利用者と当社の権利義務（前項に定める当社の権利を除きます。）はいずれも消滅するものとします。
5. 本利用契約の満了後、同一の Xi 契約等にて本利用契約を再度締結することはできないものとします。
6. 本サービスの利用を申し込んだ Xi 契約等について、名義変更があった場合には、本利用契約上の利用者の権利義務は当該名義変更先に移転するものとし、当該移転後も本サービスの契約期間は引き継がれるものとします。

第 14 条 (本機器の返還等)

利用者は、事由の如何を問わず、本利用契約が終了した場合（前条第 2 項に基づき本機器の所有権が当社から利用者へ移転された場合を除きます。）、本機器を利用者の責任と費用負担により原状に復したうえで、当社が別に定める返還方法に従い、当社が別表 4 で指定する期限までに、当社が別に定める場所に送付または返却することにより、返還するものとします。

2. 前項で定める返還期限を経過後もなお本機器の返還がなされない場合、利用者は、当社が別に定める支払期限および支払方法等に従い、別表 1 において本機器のカテゴリごとに定める賠償金(以下「賠償金」といいます。)を当社に支払うものとします。

3.利用者から本機器の返還を受けた際に本機器以外の物品等が本機器とともに送付された場合、当社は、利用者が当該送付された物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、利用者に対し何ら事前の通知または催告を行うことなくこれを廃棄、処分等することができるものとし、利用者はこれに異議を唱えないものとします。当社は、利用者から送付された物品等および当該物品等に含まれる情報等の取り扱いについて一切責任を負いません。

第 15 条 (本機器の故障、紛失等)

利用者は、本機器の故障、滅失、毀損等（以下総称して「故障等」といいます。）または紛失、盗難等（以下総称して「紛失等」といいます。）が生じたときは、当社が別に定める方法にて、直ちにその旨を当社に通知するものとし、故障等した本機器（以下「故障品」といいます。）を当社が別に定める方法に従い、当社が別表 4 で指定する期限までに、当社が別に定める場所に送付または返却することにより、返還するものとします。

2. 前項で定める返還期限を経過後もなお故障品の返還がなされない場合または利用者が本機器を紛失等した場合、利用者は、当社が別に定める支払期限および支払方法等に従い賠償金を当社に支払うものとします。

3. 当社は、第 1 項の通知を受領後、本機器送付先に故障品等の代品を送付します。

4. 前項に基づき送付する代品は、故障品と異なる機種等となることがあります。ただし、当社は異なるカテゴリの機種等とならないよう努めます。

5. 第 1 項で定める返還期限までに利用者が故障品を当社に返還した場合であっても、故障品の故障等が利用者の責に帰すべき事由により生じたものである場合には、利用者は当社が別に定める支払期限および支払方法等に従い賠償金を当社に支払うものとします。

6. 利用者から故障品の返還を受けた際に故障品以外の物品等が故障品とともに送付された場合、当社は、利用者が当該送付された物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、利用者に対し何ら事前の通知または催告を行うことなくこれを廃棄、処分等することができるものとし、利用者はこれに異議を唱えないものとします。当社は、利用者から送付された物品等および当該物品等に含まれる情報等の取り扱いについて一切責任を負いません。

7. 当社は、当社の判断により、本機器の点検、修理、ソフトウエアアップデート、交換等（総称して以下「本メンテナンス」といいます。）を行うことがあります。この場合利用者は、当社からの依頼に基づき本メンテナンスの履行を補助するものとし、利用者が当社の依頼内容に従わなかったことにより損害その他の不利益を

被った場合でも、当社は一切責任を負いません。 また、本メンテナンスは、第 13 条に定める契約満了後も行うことがあります。

第 16 条 (延滞利息)
利用者は、利用料、賠償金その他本利用契約に基づく支払債務について、本規約に定める支払期限を経過してもなお支払いがない場合には、支払期限の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。ただし、支払期限の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合はこの限りではありません。

第 17 条 (責任の範囲)
当社が本利用契約に関して利用者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が賠償する損害は、通常生ずべき損害 (利用料の 1 ヶ月分相当額を上限とします) に限ります。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではなく、また、契約約款に定める場合については契約約款の定めに従います。

第 18 条 (利用状況に関する情報の収集)
当社は、本機器の利用状況(以下「利用状況情報」といいます。)および本機器を利用して行なわれた通信の通信量(以下「トラフィック量情報」といいます。)を、本機器に接続する通信機器 (無線 LAN 機能を利用して本機器に接続するものを含みます) 単位で定期的に収集します。なお、トラフィック量情報の収集にあたっては、通信先・通信内容に関する情報については収集しません。また、利用状況情報およびトラフィック量情報は、個人が特定できないように加工した上で利用します。
2. 当社は、収集した利用状況情報およびトラフィック量情報について、本サービスおよび当社の電気通信サービスにかかる以下の目的の範囲内で利用します。
●アフターサービスに関する業務
●本サービスの評価・改善や新サービスの開発に関する業務、サービス提供に関する施設、機器、ソフトウエアの開発、運用、管理に関する業務
●商品の不具合、システムの障害、サービスにかかる事故発生時の調査・対応に関する業務
3. 利用者が本機器を第三者に使用させる場合には、利用者の責任において当該第三者に前各項に定める事項を全て説明し、当該第三者の同意を得たうえで使用させるものとします。

第 19 条 (個人情報の取扱い)
当社は、本サービスを提供するにあたり、利用者の個人情報 (本サービスの提供にあたり取得する個人情報を含みます) を本規約および契約約款のほか当社が別に定める「お客さまの個人情報に関するプライバシーポリシー」に従い取扱います。

第 20 条 (本サービスの終了)
当社は、利用者に事前に通知のうえ、本サービスの全部または一部を変更、もしくは終了することができるものとします。
2. 前項により本サービスの全部が終了した場合、本利用契約は自動的に終了するものとします。
3. 当社は、前二項により、利用者が損害その他の不利益を被った場合でも、一切の責任を負いません。

第 21 条 (反社会的勢力の排除)

利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1)自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者 (以下総称して「暴力団員等」という) であること

(2)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4)自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(5)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、利用者が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本利用契約を解除することができるものとするものとします。

4. 当社は、前項の規定により本利用契約を解除した場合、利用者に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとするものとします。

第 22 条 (本規約の内容の変更)

当社は、当社の都合により利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。この場合には、変更後の本規約が適用されます。

第 23 条 (準拠法および合意管轄)

本利用契約の準拠法は日本法とし、利用者と当社との間で本利用契約その他本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表 1　本機器の種別及び利用料

項番	カテゴリ	利用料 (税抜)	賠償金 (消費税課税対象外)	
			本機器未返還時 (第 14 条)	故障品未返還時 (第 15 条)
1	エントリーモデル	300 円	3000 円	3000 円
2	スタンダードモデル	500 円	8000 円	8000 円

項番が下がるほど上位機種となります。

別表 2　申込時のXi契約等の条件

次のいずれかの料金プランを選択すること
・Xi カケホーダイプラン (スマホ/タブ)
・Xi カケホーダイプラン (SIM フリー)
・Xi データプラン (スマホ/タブ)
・Xi データプラン (SIM フリー)
・Xi データプラン (ルーター)
・FOMA カケホーダイプラン (スマホ/タブ)
・FOMA カケホーダイプラン (ケータイ)
・FOMA データプラン (スマホ/タブ)
・FOMA データプラン (ルーター)

別表 3 対象となる料金プラン・サービス

・データ定額パック
・シェアオプション
・パケ・ホーダイ　フラット
・FOMA 定額データプラン　フラット
・FOMA 定額データプラン　フラットバリュー
・らくらくパケ・ホーダイ

別表 4　返還期限

項目	期限
第 14 条に定める本機器返還期限	本利用契約の契約終了日を起算日として 45 日以内
第 15 条に定める故障品の返還期限	当社への故障申告日を起算日として 45 日以内

附則

本規約は、2013 年 3 月 1 日より実施します。

附則（2013 年 8 月 16 日）

この規約の改正は、2013 年 8 月 16 日より効力を発するものとします。

附則（2013 年 8 月 20 日）

この規約の改正は、2013 年 8 月 20 日より効力を発するものとします。

附則（2013 年 9 月 20 日）

この規約の改正は、2013 年 9 月 20 日より効力を発するものとします。

附則（2014 年 1 月 7 日）

この規約の改正は、2014 年 1 月 7 日より効力を発するものとします。

附則（2014 年 4 月 1 日）

この規約の改正は、2014 年 4 月 1 日より効力を発するものとします。

附則（2014 年 5 月 15 日）

この規約の改正は、2014 年 6 月 1 日より効力を発するものとします。

附則（2014 年 9 月 1 日）

1. この規約の改正は、2014 年 9 月 1 日より効力を発するものとします。

2. この規約の改正前に締結された本利用契約については、従前どおり以下の表を別表 3 として適用します。

別表 3 対象となる料金プラン・サービス

・パケ・ホーダイ フラット
・定額データプラン フラット
・定額データプラン フラット バリュー
・らくらくパケ・ホーダイ
・Xi パケ・ホーダイ フラット
・Xi パケ・ホーダイ ライト
・Xi らくらくパケ・ホーダイ
・Xi データプラン フラット にねん
・Xi データプラン フラット
・Xi データプラン ライト にねん
・Xi データプラン ライト
・Xi パケ・ホーダイ for iPhone

・Xi パケ・ホーダイ for ジュニア
・Xi パケ・ホーダイ for ビジネス
・データ定額パック
・シェアオプション